

大崎住民訴訟を支援する会ニュー入第29号(2023年12月)

事務局 電話番号：070-2010-3777

〒981-3215 仙台市泉区北中山3丁目17-12

事務局アドレス osaki.shien@gmail.com

<https://www.facebook.com/osaki.shien>

大崎住民訴訟、高裁に控訴

10・4大崎住民訴訟請求棄却

大崎広域行政組合が行う放射線汚染物質焼却処分を中止させるための大崎住民訴訟が10月4日に仙台地裁で棄却させられました(右写真)が、115名の原告団が10月16日仙台高裁に控訴しました。



2023年(令和5年)11月12日(日曜日) みやぎ

原告団は新たな闘いの出発点として、後日集会を持つ

予定です。大崎住民訴訟を支援する会も、引き続き一緒に闘っていくことを、11月13日の月例会で確認しました。

美里町が汚染廃保管農家に協力金 費用は東電に請求

河北新報が11月12日付けで、美里町の汚染廃棄物に関する記事を紹介しています。内容は「住民の損害を町に付け替え、東電に補償を請求する形で協力金支給を始めた」というもので、13戸に計612万円を支払います。

これが県内市町村に波及するかどうか、今後が注目されます。

加美町長が焼却を排除しない方針

一方、大崎広域行政組合に参加する加美町の新町長が広報で「(汚染廃の処理について)さまざまな方法を検討する」と述べており、焼却を排除しない方針を打ち出しました。今後の検討が注目されます。

足報ワイド

汚染廃保管農家に美里町が協力金

全県の処理再考糸口に

東京電力福島第1原発事故で発生した汚染廃棄物を一時保管してきた住民にどう報いるか。美里町は10月、住民の損害を町に付け替え、東電に補償を請求する形で協力金支給を始めた。町が独自に導き出した「美里方式」が、県や他市町村の対応にどのように波及するのか注目される。

町内では国の基準(1畝当たり8000円)以下の稲わら324ト、牧草14トが農家

13戸の敷地に保管されてきた。稲わらの主用途は飼料。牧場に集約する自治体もあるが、美里町に牧場はない。やむを得ず引き受けて放置が続く農家の不満は高まった。東電への損害賠償を町が肩代わりしようと保管用地の賃貸借などを検討したが、損害額算定を巡り東電との交渉は停滞した。ここまでは他市町村と同じ経過だった。再始動したのは約3年前。

過去の記録を見返した町職員がコロナ禍の飲食店休業補償に近い協力金方式を東電に提案し、保管開始までさかのぼって保管期間を計算することで折り合った。13戸に計約612万円を支払う。

9月上旬に町が方針を発表すると、他市町村から情報提供を求める問い合わせが殺到した。町担当者は「補償できる方法があるのか分かってもらえば」と言う。

隣接市町は稲わら保管庫を県が設置し、保管を支援した経緯から「全県共通の問題」(伊藤康志大崎市長)と県の対応に期待する。一方で、県は「稲わらは市町村対応」と慎重姿勢を崩さない。

県内では8000円以下の農林業系廃棄物約3万6000トのうち、今年4月時点の処理率は48%と半分以上が未処理。汚染廃処理に関する市町村長会議は2017年を最後に開かれていない。女川原発2号機の再稼働を前に、汚染廃処理のあり方を再考する糸口として、会議で協力金問題を話し合ったらどうだろう。(小生田支局・横山浩之)

女川原発差止訴訟、高裁控訴審始まる！

進行協議で「第5層の欠如・避難計画の実効性」の審査を高裁が認める

女川原発差止訴訟の「控訴審闘争勝利をめざす石巻集会」が11月11日(土)石巻防災センターで開催され、広幡が参加したので、内容を報告します。当日の参加者は現地40名、オンライン10名の計50名でした。【写真は10月2日の報告集会】



10月2日の口頭弁論で述べた「5層の深層防護」を解説

初めに甫守弁護士が福岡からオンラインで「5層の深層防護の徹底と具体的危険」と題して、原子力発電の安全性にかかわる5層の深層防護を解説。5層の防護とは「1, 原発に異常を発生させないこと」「2, 異常が発生しても、事故に拡大させないこと」「3, 放射性物質が外部に放出される事態に発展させないこと」「4, 放射性物質が外部に放出する事態になっても、異常な放出に発展させないこと」「5, 異常な放出に発展しても、公衆に対する放射線被害を回避すること」と説明したうえで、この連続した5つの防護を用意することと同時に、各防護が独立して機能することがIAEAの基準であることを強調しました。したがって4層までの防護機能に関係なく、第5層の防護機能のみの判断でも安全性が審査できると理解できます。

「第5層が欠けていたら人格権侵害の可能性」と裁判長述べる

そして小野寺弁護団長が10月2日の口頭弁論後に行われた進行協議にふれ、「瀬戸口裁判長が避難計画の実効性の有無を審査する」と述べたことを報告。裁判所側の発表の概要は次の通り。「福島原発事故後、IAEAの深層防護の徹底を求められるようになり、第5層が明らかに欠けているなら、1～4層に関係なく、一定地域の住人への人格権侵害が認められる余地がある。本件避難計画については、原子力防災会議で具体的合理的と確認了承されていることも踏まえ、裁判所の審理対象は、このような避難計画の実効性審査につき、原子力災害対策指針に照らして、看過しがたい過誤があるかを判断することとなる。」

検査場所の開設も検査実施も不可能

小野寺団長はさらに避難計画の実効性について解説。まずは検査場所の開設も検査実施も不可能と説明。「1, 車ごと検査するレーン(ゲート)が93台必要なのに、12しか用意されていない。2, 鷹の森公園では3万台の車が集中する見込みだが、1分1台として20日間かかる。3, 現場の動線・配置図も作られず、要員(東北電力600人・宮城県320人)の確保計画も定まらず、防護服は250人分しか用意されていない。4, 要員920人の食料・宿泊施設の計画もない。」

本当にこれでは、検査場所で避難住民が立ち往生せざるを得ないことになります。

また小野寺団長は避難のためのバスの確保と配備すら具体化されていないと指摘。責任の所在について、宮城県とバス協会の意見の対立があることも報告。また石巻市職員が添乗員になることが決まっているが、石巻市では具体化していないと指摘しました。

やっと一つのあかりが灯された

参加者から「これで勝利する可能性が高まったと思うが、弁護団はどう判断するか」との質問があり、小野寺団長は「やっと一つの希望のあかりがともされた」と感想を語り、「原子炉の稼働が5月に延期されたので、4月までに判断されるよう、裁判所に求めている」と、今後の展望を語りました。